

青森県報

第二千二百八十四号

平成十六年
二月四日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課)……………一
 - 生活保護法による医療機関の指定……………(同)……………一
 - 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同)……………一
 - 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課)……………二
 - 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課)……………二
 - 道路の区域の変更……………(道路課)……………五
 - 道路の供用の開始……………(同)……………七
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課)……………七
 - 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課)……………八
 - 大規模小売店舗の変更の届出……………(同)……………九
 - 建設業者の許可の取消し……………(弘前県土整備事務所)……………一〇
 - 出先機関……………(同)……………一〇
 - 土地改良区の役員の住所変更……………(西地方農林水産事務所)……………一〇

告

示

青森県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
みくにや内科循環器科 環器科 齊藤歯科医院	弘前市大字笹森町一 五所川原市字田町七三	平成二五・二・三 一五・二・二六

青森県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
マエダ調剤薬局 城西店 医療法人三翔会 みくにや内科循環器科 二つや歯科クリ ニツク	弘前市大字南城西一丁目三の七 弘前市大字笹森町一 青森市桜川八丁目六の一〇	平成二六・一・一 "

青森県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人爽風会 平井内科医院	青森市松原三丁目二の五	平成一五・三・二七

青森県告示第六十号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十六年三月五日から同月十七日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道亀田郡恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 十隻

青森県告示第六十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年一月二十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定

により告示する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大畑町大字大畑字新町二の三プラス二の四プラス二の三から二〇の一まで、同字中島四の一から四の二まで、同字湊村一九二から一九五の一まで、同字湯坂下一〇四の六六、同字八幡湯坂二の一六四及び二の七一、同字涌館五二の二二から五二の二二まで及び同字孫次郎間一七の一から一六の三に至る地先公有水面

2 区域

の区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点からの地点までを順次に結んだ線及びの地点との地点とを結び公有水面と陸地との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・六八メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一五六一・九六・八一七

の地点 Y座標 プラス二七五〇・二・二九一

の地点 X座標 プラス一五六一・九七・七七五

の地点 Y座標 プラス二七五〇・一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六二七〇・七一八

の地点 Y座標 プラス二七五七五・一一九

の地点 X座標 プラス一五六二六九・七六八
 Y座標 プラス 二七五七六・〇五九

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による
 国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第
 十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線
 及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プ
 ラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一五六二七四・四八五
 Y座標 プラス 二七五八〇・〇二一

の地点 X座標 プラス一五六二七六・四一六
 Y座標 プラス 二七五七八・四一〇

の地点 X座標 プラス一五六二八七・二四六
 Y座標 プラス 二七五八二・〇三八

の地点 X座標 プラス一五六二八七・二七七
 Y座標 プラス 二七五八一・九四三

の地点 X座標 プラス一五六三八七・九四一
 Y座標 プラス 二七六一五・六六七

の地点 X座標 プラス一五六三八七・八九四
 Y座標 プラス 二七六一五・八〇九

の地点 X座標 プラス一五六四〇七・七二九
 Y座標 プラス 二七六二二・四五四

の地点 X座標 プラス一五六四三八・三九八
 Y座標 プラス 二七六一一・四〇二

の地点 X座標 プラス一五六四九〇・〇七九
 Y座標 プラス 二七六二八・九一二

の地点 X座標 プラス一五六五八二・六七八
 Y座標 プラス 二七六六八・九六五

の地点 X座標 プラス一五六五七六・八四六
 Y座標 プラス 二七六八四・六四四

の地点 X座標 プラス一五六六七〇・一五四
 Y座標 プラス 二七七八二・一六三

の地点 X座標 プラス一五六七一八・一一五
 Y座標 プラス 二七七五六・四七六

の地点 X座標 プラス一五六七七一・〇〇九
 Y座標 プラス 二七八二三・九三八

の地点 X座標 プラス一五六八一三・九二九
 Y座標 プラス 二七九二三・二四二

の地点 X座標 プラス一五六八二二・三六二
 Y座標 プラス 二七九二四・一六三

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による
 国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第
 十系を用いて得た次の各点のうち、^①の地点から^②の地点までを順次に結んだ線
 及び^①の地点と^③の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プ
 ラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

^①の地点 X座標 プラス一五六四三七・八六一
 Y座標 プラス 二七四七七・一六三

^②の地点 X座標 プラス一五六四四四・九〇七
 Y座標 プラス 二七四八六・二四五

^③の地点 X座標 プラス一五六五三三・三三三
 Y座標 プラス 二七五二九・〇二九

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による
 国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第
 十系を用いて得た次の各点のうち、^④の地点から^⑤の地点までを順次に結んだ線
 及び^④の地点と^⑥の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プ
 ラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

^④の地点 X座標 プラス一五六六二二・三二六
 Y座標 プラス 二七五八一・九〇七

^⑤の地点 X座標 プラス一五六六二二・八五七
 Y座標 プラス 二七五八五・二七二

^⑥の地点 X座標 プラス一五六六四四・二三九
 Y座標 プラス 二七六二二・六七九

⑳の地点 X座標 プラス一五六七〇六・九五九

Y座標 プラス 二七六六九・六八二

㉑の地点 X座標 プラス一五六八一六・五三一

Y座標 プラス 二七八三五・五三〇

㉒の地点 X座標 プラス一五六八一九・八四九

Y座標 プラス 二七八四二・五〇三

㉓の地点 X座標 プラス一五六八二一・五五八

Y座標 プラス 二七八四一・六八九

3 面積

の区域 一、二八・二七平方メートル

の区域 二、三二〇・一九平方メートル

の区域 二九七・六四平方メートル

の区域 一、〇四四・九八平方メートル

合計 三、七九一・〇八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡大畑町大字大畑字新町二の三プラス二の四プラス二の三から二〇の一まで、同字中島四の一から四の二まで、同字湊村一九二から一九五の一まで、同字湯坂下一〇四の六六、同字八幡湯坂二の一六四及び二の七一、同字涌館五二の一から五二の二まで及び同字孫次郎間一七の一から一六の三に至る地先公有水面

2 区域

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一五六一九六・八一七

Y座標 プラス 二七五〇二・二九一

の地点 X座標 プラス一五六一九四・六八七

Y座標 プラス 二七五〇〇・一七八

の地点 X座標 プラス一五六二〇二・七七七

Y座標 プラス 二七四九二・一七九

の地点 X座標 プラス一五六二七八・〇四二

Y座標 プラス 二七五六八・三〇三

の地点 X座標 プラス一五六四〇九・六二一

Y座標 プラス 二七六一二・三八三

の地点 X座標 プラス一五六四三八・九五〇

Y座標 プラス 二七六一一・三七八

の地点 X座標 プラス一五六四九二・八三〇

Y座標 プラス 二七六一九・二〇七

の地点 X座標 プラス一五六五九五・二一五

Y座標 プラス 二七六六三・四九三

の地点 X座標 プラス一五六五八八・三七四

Y座標 プラス 二七六八二・二二七

の地点 X座標 プラス一五六六七二・一二八

Y座標 プラス 二七七六九・七六二

の地点 X座標 プラス一五六七二〇・八〇〇

Y座標 プラス 二七七四三・六九四

の地点 X座標 プラス一五六七七九・六七五

Y座標 プラス 二七八一八・七八五

の地点 X座標 プラス一五六八二六・六一三

Y座標 プラス 二七九二七・三八三

の地点 X座標 プラス一五六八一七・三三七

Y座標 プラス 二七九三二・八三九

の地点 X座標 プラス一五六八二二・三六二

Y座標 プラス 二七九二四・一六三

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	国道	一〇三三号	青森市大字横内字鏡山一四の二一七から 青森市大字雲谷字山吹二九の一まで	後	一九・八〇メートルから	六六二・四〇メートル	
1				前	一八・五〇メートルから	六六二・四〇メートル	
			青森市大字横内字亀井六一の一から 青森市大字横内字亀井一四三の一まで	後	一七・〇〇メートルから	一四一・八〇メートル	
				前	一七・八〇メートルから	一四二・六〇メートル	

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一條第一項第一号の規定による
 国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第
 十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から②⑤の地点までを順次に結んだ線
 及びの地点と②⑤の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線（東京湾中等潮位プ
 ラス〇・六八メートルにより決定）により囲まれた区域
 の地点 X座標 プラス一五六六一・一〇五
 Y座標 プラス二七五七四・九六七
 ①の地点 X座標 プラス一五六六一・二六六
 Y座標 プラス二七五八八・六四三
 ②の地点 X座標 プラス一五六六三・五八五
 Y座標 プラス二七六二九・四四〇
 ③の地点 X座標 プラス一五六六九・五七三
 Y座標 プラス二七六七六・六四三

②④の地点 X座標 プラス一五六八七・二七八
 Y座標 プラス二七八五四・八〇二
 ⑤の地点 X座標 プラス一五六八二五・二七六
 Y座標 プラス二七八五〇・九九五

3 面積
 の区域 一〇、九六四・四一平方メートル
 の区域 一、五七一・八〇平方メートル
 の区域 四、五二二・二二平方メートル
 合計 一七、〇四八・三三三平方メートル

四 埋立地の用途
 漁港施設用地

青森県告示第六十二号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年三月三日まで青森県県土整備部道
 路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月四日
 青森県知事 三 村 申 吾

11		10		9		8		7		6		5		4		3	
県道				県道						県道				県道		国道	
三 厩 飛 車 場 線				青 森 環 状 野 内 線						青 森 五 所 川 原 線				夏 泊 公 園 線		二 八 〇 号	
東 津 軽 郡 三 厩 村 大 字 宇 鉄 字 四 枚 橋 ノ 上 一 〇 八 の 一 か ら		青 森 市 大 字 戸 山 字 荒 井 一 七 の 一 ま で		青 森 市 大 字 安 田 字 稻 森 二 一 の 一 〇 か ら		青 森 市 大 字 安 田 字 稻 森 三 六 二 の 一 か ら		青 森 市 大 字 羽 白 字 野 木 和 五 八 の 四 五 三 ま で		青 森 市 大 字 羽 白 字 野 木 和 五 八 の 七 八 ま で		青 森 市 大 字 羽 白 字 野 木 和 七 五 の 五 ま で		東 津 軽 郡 平 内 町 大 字 白 砂 字 白 砂 一 九 か ら		東 津 軽 郡 蓬 田 村 大 字 郷 沢 字 浜 田 二 の 二 か ら	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
四 一 ・ 八 〇 メ ー ト ル ま で	一 六 ・ 七 〇 メ ー ト ル ま で	二 七 ・ 二 〇 メ ー ト ル ま で	二 一 ・ 〇 〇 メ ー ト ル ま で	二 四 ・ 〇 〇 メ ー ト ル ま で	一 五 ・ 七 〇 メ ー ト ル ま で	一 六 ・ 五 〇 メ ー ト ル ま で	一 三 ・ 七 〇 メ ー ト ル ま で	一 八 ・ 三 〇 メ ー ト ル ま で	一 六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル ま で	一 四 ・ 三 〇 メ ー ト ル ま で	一 二 ・ 〇 〇 メ ー ト ル ま で	一 三 ・ 〇 〇 メ ー ト ル ま で	七 六 ・ 八 〇 メ ー ト ル ま で	二 〇 ・ 〇 〇 メ ー ト ル ま で	一 六 ・ 五 〇 メ ー ト ル ま で	一 三 ・ 九 〇 メ ー ト ル ま で	九 九 ・ 七 〇 メ ー ト ル ま で
二 四 〇 ・ 七 〇 メ ー ト ル	二 四 〇 ・ 九 〇 メ ー ト ル	四 三 五 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	四 三 五 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	二 七 三 ・ 八 〇 メ ー ト ル	二 七 三 ・ 八 〇 メ ー ト ル	一 〇 七 ・ 二 〇 メ ー ト ル	一 一 二 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	七 八 ・ 六 〇 メ ー ト ル	七 九 ・ 六 〇 メ ー ト ル	九 九 ・ 三 〇 メ ー ト ル	九 九 ・ 九 〇 メ ー ト ル	一 五 七 ・ 六 〇 メ ー ト ル	一 五 五 ・ 八 〇 メ ー ト ル	二 八 八 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	二 八 六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	一 一 一 ・ 五 〇 メ ー ト ル	一 一 一 ・ 五 〇 メ ー ト ル

青森県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年三月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道 一〇三号	青森市大字横内字亀井六一の一から 青森市大字横内字亀井一四三の一まで 青森市大字横内字鏡山一四の一七から 青森市大字雲谷字山吹二九の一まで	平成十六年三月四日
国道 二八〇号	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二の二から 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の四二まで	"
県道 夏泊公園線	東津軽郡平内町大字白砂字白砂一九から 東津軽郡平内町大字東田沢字小湊越一〇の八五九まで	"
県道 青森五所川原線	青森市大字羽白字野木和七九の六から 青森市大字羽白字野木和七五の五まで	"
	青森市大字羽白字野木和四二の一から 青森市大字羽白字野木和五八の七八まで	"
	青森市大字羽白字野木和五八の八三から 青森市大字羽白字野木和五八の四五三まで	"
	青森市大字安田字稲森三六二の一から 青森市大字安田字稲森二一の三一まで	"
	青森市大字安田字稲森二一の〇から 青森市大字細越字栄山九の一まで	"

県道 三厩停車場電飛 崎線	青森市大字戸山字荒井一六の九から 青森市大字戸山字荒井一七の一まで 東津軽郡三厩村大字宇鉄字四枚橋ノ上二〇八の一から 東津軽郡三厩村大字宇鉄字四枚橋ノ上九三の一まで	"
---------------------	---	---

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年一月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あもりいのちの電話
- 三 代表者の氏名
石川 敬一
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字袋町一の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、孤独と絶望の中で精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人々にボランティア電話相談員による対話の場を提供し、その人が自らの力で生きる勇気を見出していけるよう援助する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース三戸八日町店
三戸郡三戸町大字八日町一・二の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
金五合資会社
三戸郡三戸町大字八日町一・二
無限責任社員 松尾官平
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年九月十六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、一九三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
一二五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
三六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
三三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
六三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時（日祝祭日午前九時）
閉店時刻 午後十時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
八か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成十六年一月十五日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場
 - 2 期間
平成十六年二月四日から同年六月四日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成十六年六月四日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イ オン下田ショッピングセンター
上北郡下田町字中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社
上北郡下田町字中下田一三五の二
代表取締役 横田稔弘
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
ジャスコフオート株式会社 東京都千代田区神田錦町二丁目一 代表取締役 本田進	ジャスコフオート株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 六 代表取締役 本田進	平成 一四・二・六
株式会社ヤマダヤ洋品店 愛知県名古屋市区城西二丁目三 の五 代表取締役 山田道朗	株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市区城西二丁目 三の五 代表取締役 山田道朗	一四・七・五
有限会社スズヤ 三沢市中央町二丁目四の三八 代表取締役 山本睦子	有限会社スズヤ 三沢市中央町二丁目四の三八 代表取締役 山本耕一	一五・九・一
株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五 の一 代表取締役 野口禎一郎	株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 五の一 代表取締役 木村保	一五・五・三

四 届出年月日

平成十六年一月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十六年二月四日から同年六月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年六月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 佐々木周平	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	一五・八・一
株式会社コックス 静岡県浜松市鍛冶町三二〇の二三 代表取締役 藤野武美	株式会社コックス 静岡県浜松市鍛冶町三二〇の二 三 代表取締役 荻原久示	一五・五・六
株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木一丁目一 二 代表取締役 吉田忠		一五・三・九

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社村田組
- 二 代表者の氏名 村田 稔
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字末広二丁目四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第三〇六号
- 五 取消年月日 平成十六年一月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、舗装工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年二月四日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	長谷川 廣志	旧住所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須一五四の四二 新住所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須一五四の一五	平成一四・一〇・二四

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭